

新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン

(第1版：2020年5月)

一般社団法人 からふる乙訓
重心児童デイ からふる・ぶらんしゅ

目次

1. はじめに

2. 感染予防対策
 - 1) ご利用児に対する感染予防対策
 - ① 健康状態の把握
 - ② 情報収集および情報提供
 - ③ ご利用児自身の感染予防対策

 - 2) 職員の感染予防対策
 - ① 職員自身の体調把握
 - ② 情報収集および情報提供
 - ③ 職員の感染予防対策

3. 事業所としての感染予防対策
 - ① 消毒
 - ② 換気
 - ③ 人と人との距離の確保

4. 感染予防に留意した活動内容
 - ① 屋外活動
 - ② 調理活動

5. その他
 - ① 職員の働き方改革
 - ② 感染予防に対する職員の意識向上
 - ③ 来客の制限

1. はじめに

重心児童デイ「からふる・ぶらんしゅ」（以下、当事業所）は、重い障がいや基礎疾患を持っている子どもたちや、医療的ケアが必要な子どもたちが多数利用されています。これまでも感染予防対策を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症はいまだ不明な点も多く、治療薬やワクチン開発には至っていないことから、これまで以上に感染予防対策に努めていかなければなりません。

2020年5月21日に京都府の緊急事態宣言が解除され、感染者数の増加も抑制されているものの、今後感染の第2波、第3波が来ると言われています。重症化リスクの高い子どもたちの命を守るための対策を今から立てておく必要があります。

当事業所では、政府及び厚生労働省が提示する基本的感染予防対策や新しい生活様式に基づき、『新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン』を策定しました。

子どもたちにできるだけ安心して通所していただけるよう感染予防に最大限努めるとともに、感染リスクを避けて通所を自粛する子どもたちも通所の場合と同等に発達の機会を保障されるよう、必要な支援を実施していきます。

なおこのガイドラインは、今後の感染拡大状況や政府の対応方針変更などに伴い、随時改訂していきます。

2020年5月25日

2. 感染予防対策

1) ご利用児に対する感染予防対策

① 健康状態の把握

- ・ ご家庭または学校で体温測定をお願いし、送迎車乗車前にご利用児の体温を確認する。不明な場合は送迎担当職員が測定する。
- ・ 37.5 度以上の発熱がある場合は、欠席していただく。平熱が高いご利用児は主治医と相談の上、発熱の目安を別途参照する。
- ・ 事業所に到着直後と帰宅前（1 日ご利用の場合は日中を含む）に体温測定を行う。体調が気になる場合は、随時体温測定する。
- ・ ご利用途中で発熱があった場合はご利用を中止し、原則としてご家族にお迎えに来ていただく。
- ・ 体温だけでなく、脈拍、SpO₂、呼吸状態、表情などを観察し、普段と様子が異なるときは早めに保護者に連絡を取り、対応を検討する。

② 情報収集および情報提供

- ・ 同居家族に風邪や発熱などの症状がある場合や、ご利用児が発熱者等に接触された場合などは情報提供していただくようお願いする。
- ・ 発熱者等に接触した場合は、接触状況によりご利用の可否を判断させていただく。濃厚接触者に該当する場合は欠席していただく。
- ・ ご利用中に職員およびご利用児が発熱者があった場合、当日ご利用児の保護者に報告、情報提供する。

③ ご利用児自身の感染予防対策

- ・ 可能な限りご利用児にはマスクを着用していただく。
- ・ 通所時や外から戻った際、食事前や活動内において随時手洗いをを行う。手洗いが難しい場合は、アルコール消毒液または次亜塩素酸水にて手指消毒を行う。

2) 職員の感染予防対策

① 職員自身の体調把握

- ・ 職員は体調管理に留意し、普段の体調を把握しておく。

- ・ 出勤前・日中・退勤前（半日勤務者は出勤前と退勤前）に体温を測定し、37.5度以上の発熱があった場合は勤務しない。
- ・ 平熱が低い傾向にある者は、かかりつけ医と相談の上、発熱の目安を別途参照する。
- ・ 発熱はなくても体調に不安がある場合は無理をせず、かかりつけ医に相談する。

② 情報収集および情報提供

- ・ 同居家族に風邪や発熱などの症状がある場合や、職員が発熱者等に接触した場合などはかかりつけ医等に相談の上、勤務可能かどうかを管理者に報告、相談する。
- ・ 管理者は勤務可能であると判断した場合でも、テレワーク等ができる場合は可能な限り勤務調整を行う。濃厚接触者に該当する場合は勤務させない。
- ・ ご利用中に職員が発熱者があった場合、当日ご利用児の保護者に報告、情報提供する。

③ 職員の感染予防対策

- ・ 職員は支援中のみならず、通勤時や不特定多数と接する時はマスク着用を励行する。
- ・ 職員は常に正しい方法で手洗いを実施する。どうしてもすぐに手洗いでできない状況の時はアルコール消毒液および次亜塩素酸水で手指消毒を行う。
- ・ 吸引時はビニールエプロン、手袋、フェイスシールドを着用する。用具が入手できない場合は代用品でも可とする。
- ・ オムツ交換時は手袋を着用する
- ・ 休憩時間はできるだけ時差を設け、対面せずできるだけ離れて食事をとる。対面での会話は避ける。
- ・ 職員は職務内容を十分理解し、支援中のみならずプライベートでもリスク管理に努める。

3. 事業所としての感染予防対策

① 消毒

- ・ 職員が使用する物品（※）、テーブル、床、トイレ、活動で使用したおもちゃや物品類、送迎車のシート類、トイレ用マットはアルコールまたは次亜塩素酸水を用いて消毒する。
 - ※ 手すり、スイッチ・リモコン類、電話、タブレット、パソコン、マウス、キーボード、ワゴン、冷蔵庫、電子レンジ、ホワイトボードマーカー、洗濯ばさみ、記録ファイル表紙、持ち物チェックリスト、ご利用児の車椅子等のグリップ（持ち手）など
- ・ ご利用児が使用する布団、マット、バスタオル類は、使用后洗濯、消毒を行う。
- ・ 食器洗いスポンジは業務終了後に熱湯消毒する

② 換気

- ・ 日中は室温に注意し、できる限り窓を開け、常時換気に努める。
- ・ 常時換気ができない場合においては、30分ごとに5分間換気を行う。
- ・ 送迎中は室温や天候に留意しながら、できる限り送迎車の窓を開けて常時換気に努める。

③ 人と人との距離の確保

- ・ ご利用児同士の密着を可能な限り避ける。
- ・ できるだけ2m（最低1m）離れて活動できるよう、配置や活動内容を検討する。
- ・ 密集を回避するため事業所内に一堂に介する人数を調整する。原則としてご利用児は3名以内、職員は6名以内とする。
- ・ 学校休業日（月～金）および短縮授業時は原則として児童発達支援と放課後デイの支援時間を分離する。また土曜日についても午前と午後の2部制に分け、ご利用児の分散を図る。
- ・ 保護者の就労や病気等の特別な理由でご利用児の安全が確保できない場合に限り、相談支援専門員等の関係機関と相談した上で上記の時間外の利用も可能とする。
- ・ 利用人数に空きがある場合は上記時間外のご利用も可とする。
- ・ ご利用児が3名以上になる日は、利用日の変更等の人数調整を行う。どうしても人数調整が不可能な場合は保護者に連絡し、了解を得る。

- ・ ご利用児に対して職員配置が多い日は、管理者は支援に支障がないよう職員配置変更を行い、直接支援にかかわらない職員にリモートワークなどを命じて密集度を下げよう努める。

4. 感染予防に留意した活動内容

地域の感染拡大状況を鑑みながら、当面の間以下のように対応する。

① 屋外活動

- ・ 当面の間、外食や不特定多数が密集する可能性のある屋内施設（スーパー等への買い物、ゲームセンター、図書館など）は利用しない。利用再開する場合は事前に保護者に連絡、確認の上実施する。
- ・ 屋外の公園や物販所等は人が密集しない場所であれば状況を見ながら利用可とする。

② 調理活動

- ・ 当面の間、利用児が実施する調理活動は行わない。実施する場合は事前に保護者に連絡、確認の上実施する。
- ・ 職員が調理する場合は、通常の食中毒対策に加え、必ずマスクと手袋を着用して消毒を行いながら調理する。

5. その他

① 職員の働き方改革

- ・ 事業所内の密集を避けるため、職員がリモートワークしやすい環境を整備する。
- ・ 公共交通機関を利用して通勤する職員には、他の通勤手段を検討させたり、時差出勤を命じることがある。また感染拡大時期にはリモートワークを命じる。
- ・ 職員会議は Web 会議を基本とし、不要不急の会議で多数の職員が集まることを避ける。(外部会議についても同様)

② 感染予防に対する職員の意識向上

- ・ 感染予防の必要性を職員が十分理解できるよう研修や啓蒙、指導を行う。

③ 来客の制限

- ・ 当面の間、不要不急の来客は断る。

第 1 版発行日 2020 年 5 月 25 日